

○平成十三年経済産業省告示第三百五十四号 (電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容)

(平成十三年五月二日 経済産業省告示第三百五十四号)

電気工事士法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第九十七号) 第四条の二第一項の規定に基づき、ネオン工事資格者認定講習の内容を次のように定め、平成十三年五月二日から施行する。なお、昭和六十三年通商産業省告示第四百九十五号 (ネオン工事資格者認定講習規程) は、平成十三年五月一日限り、廃止する。

(講習の方法)

第一条 電気工事士法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。) 第四条の二第一項に規定するネオン工事資格者認定講習 (以下「認定講習」という。) は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び使用する教科書の内容並びに講習時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

科目	範囲	罫	講習時間
電気に関する基礎理論	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎理論 四 電気回路の計算		二時間
配電理論及び配線設計	一 看板体の設計 二 一次側配線 三 二次側配線 四 避雷針		
配線図	配線図の表示事項及び表示方法		
ネオン工事に用いる材料及び工具	一 ネオン管及び管球類の性能及び用途 二 ネオン工事に用いる材料の材質及び用途 三 ネオン工事に用いる工具の用途 四 ネオン変圧器及び開閉器類の設計、維持及び運用		一時間

ネオン工事の施工方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 配線工事の方法</li> <li>二 ネオン変圧器、ネオン管及びネオン電線類の取付方法</li> <li>三 接地工事の方法</li> </ul>	一時間
ネオン工事に係る検査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 点検の方法</li> <li>二 絶縁抵抗測定の方法</li> <li>三 接地抵抗測定の方法</li> <li>四 試験用器具の性能及び使用方法</li> </ul>	一時間
自家用電気工作物の保安に関する法令	<p>電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号。以下「法」という。）、電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）及び規則、並びにその他関係法令</p>	一時間

(講師の条件)  
 第二条 認定講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件の一に適合する者とする。

科 目	条 件
電気に関する基	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十

<p>基礎理論 配電理論及び配線設計 配線図 ネオン工事の検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>ネオン工事に係る検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>ネオン工事に係る検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>
<p>ネオン工事に係る検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>ネオン工事に係る検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>	<p>ネオン工事に係る検査方法 自家用電気工作物の保安に関する法令</p>

第三十三編 工業 (電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容)

第三十三編

工業

(電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容)

	<p>二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において電気工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であつて、ネオンに関する業務に三年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>三 ネオン工事資格者であつて、ネオン工事についての特種電気工事資格者認定証の交付を受けた後、ネオン工事に関する業務に三年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>四 経済産業大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。</p>
--	---

(修了証等)

第三条 認定講習を行う者は、認定講習を修了した者に対し、様式によるネオン工事資格者認定講習修了証及びその修了証に記載された事項を証明する書類を交付しなければならない。ただし、当該修了証に記載された事項を証明する書類については、当該事項についてあらかじめ経済産業大臣の確認を受けた場合にあつては、その旨を記載した書類をもって代えることができる。